

光合成ものづくり支援コンソーシアム 規約（案）

令和6年1月10日

OPERA/未来協創委員会 起草

平成6年3月28日 運営委員会 承認

平成6年3月28日 第1回総会 決議

第1条（名称）

本コンソーシアムは、「光合成ものづくり支援コンソーシアム、Algae Photosynthesis Innovation Consortium (APIC)」と称する（仮称）。

第2条（目的）

本コンソーシアムは、藻類バイオリファインリーの社会実装推進に必要な技術開発と環境整備について検討し、その実現に向けた活動を主たる目的とする。

第3条（活動）

本コンソーシアムは第2条の目的を達成するために以下の活動を行う。

- 1) セミナー
- 2) 情報交換会
- 3) 会報
- 4) 技術支援
- 5) ロビーイング
- 6) その他、本コンソーシアムの目的達成に必要な諸活動

第4条（構成）

本コンソーシアムは活動趣旨に賛同し、協力することが可能な会員と運営組織で構成され、代表は本コンソーシアムの統括を行う。

第5条（運営会議）

本コンソーシアムは一般財団法人 総合研究奨励会内に設置され、運営組織として下記で構成する運営会議をおく。

代表（1名）

幹事（複数名）

オブザーバー委員（複数名）

事務局長（1名）

運営会議は、総幹事の過半数の出席をもって成立する。

運営会議に出席できない幹事は、運営会議の議長、代理の者又は出席する他の幹事にその権限を委任することができる。この場合、当該幹事は、運営会議に出席したものとみなす。

運営会議における議決権は、幹事1名あるいは1団体につき1票とする。

運営会議の決議は、出席した幹事の過半数をもって決する。この場合において、可否同数の時は、議長の決するところによる。

運営会議の承認により運営会議の下に必要なに応じてワーキンググループ (WG) を設置することができる。

第6条 (会員)

本コンソーシアムの会員は以下の4種とする。

- ① 企業法人正会員 学術研究機関との共同研究を実施しており、本コンソーシアムの目的に賛同する法人団体
- ② 企業法人賛助会員 本コンソーシアムの目的に賛同して入会する法人団体
- ③ アカデミア会員 本コンソーシアムの目的に賛同する学術研究機関に所属する研究者
- ④ オブザーバー会員 国、地方自治体などの公的機関、その関連団体と学識経験者

第7条 (会員情報)

会員相互の交流と連携を促進するため、法人会員の会社名、個人会員の所属機関名などの組織名は本コンソーシアム内で公開できるものとする。会員情報の利用範囲は、本コンソーシアム活動の範囲に限定される。

第8条 (代表)

本コンソーシアムは代表を1名おく。代表は、本コンソーシアムの設立時においては総会で、以降は運営会議で選出し、その任期は2年とし、再任を可能とする。

代表は運営会議の議長を務め、本コンソーシアムの運営を図る。

第9条 (幹事)

運営会議は本コンソーシアムの正会員より本コンソーシアムの運営に協力する幹事を推薦し、総会の承認により幹事とする。

幹事は決められた会員個人または予め登録した代理の者が務めるものとする。

第10条 (顧問)

代表は本コンソーシアムの設立時においては総会で、以降は運営会議の承認により顧問を任命することができる。

第11条 (事務局長)

代表は本コンソーシアムの正会員より本コンソーシアムの事務運営に協力する事務局長を募り、本コンソーシアムの設立時においては総会で、以降は運営会議の承認により事務局長とする。

第12条 (総会)

本コンソーシアムは毎年度1回及び代表が必要と認めたときに総会を開催する。

総会は、正会員をもって構成する。

総会は、次の事項を決議する。

- ① 本コンソーシアムの設立
- ② 本規約の制定・改定
- ③ 運営会議設置の承認
- ④ 幹事の選任・変更・解職の承認
- ⑤ 事業報告および決算報告
- ⑥ 本コンソーシアムの解散
- ⑦ その他本コンソーシアムの運営に関して重要な事項

総会の議長は、代表がこれにあたる。

総会は、総正会員の過半数の出席をもって成立する。

総会に出席できない正会員は、総会の議長、代理の者又は出席する他の正会員にその権限を委任することができる。この場合、当該正会員は、総会に出席したものとみなす。

総会における議決権は、正会員1名あるいは1団体につき1票とする。

総会の決議は、出席した正会員の過半数をもって決する。この場合において、可否同数の時は、議長の決するところによる。

第13条（入退会）

本コンソーシアムへ入会を希望する個人または団体は、別途定める入会申込書により入会の手続きを行い、運営会議による入会審査を経て入会の承認を受けなければならない。

本コンソーシアムの退会を希望する場合、別途定める退会届を提出することによりいつでも退会することができる。なお、会計年度途中で退会する場合でも会費の返還は行わないものとする。

第14条（除名）

会員が次のいずれかに該当する場合は、運営会議の決議によって当該会員を除名することができる。

- ① このコンソーシアムの規約に違反したとき
- ② このコンソーシアムの名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- ③ その他除名すべき正当な事由があるとき

前項の規定により会員を除名しようとするときは、運営会議の決議を経て当該会員に除名の決議を行う。

代表は、会員を除名したときは、当該会員にその旨を通知しなければならない。

第15条（予算）

本コンソーシアムは必要に応じて会員より会費を徴収し、一般財団法人総合研究奨励会が管理する。年度ごとに会計状況を総会にて報告するとともに本コンソーシアムの解散に伴う残余財産は、東京大学に寄附するものとする。

第16条（会費）

本コンソーシアムの経費は会費および寄附金等をもってまかなう。会員の年会費は下記とする

- ① 企業法人正会員 20万円（1口5万円として4口）を基本とする。また、運営会議メンバーは会費を免除することができる。
- ② 企業法人賛助会員 20万円（1口5万円として4口）を基本とする。
- ③ アカデミア会員 無料とする。
- ④ オブザーバー会員 無料とする。

年度の途中で入会した場合、運営会議等にて別途定める会費に減額できるものとする。ただし、年度途中の退会であっても年会費は返却しないこととする。

なお、民間企業又は民間団体に所属する者は、個人会員として入会することはできないものとする。

会員が別途定める期日までに会費を支払わず、半年が経過した場合は、本コンソーシアムに関わる活動を停止させることができるものとする。

年会費を含む運営費は事務局で管理し、セミナー開催費、調査費、運営経費として本研究会の目的達成のために使用する。

第17条（会計年度）

本コンソーシアムの会計年度は毎年4月に始まり、翌年3月31日に終了する。

第18条（規約の改定）

この規約の改定については、運営会議の審議を経て、総会にて決議する。

第19条（その他）

その他、本コンソーシアムに必要な事項は運営会議において定めるものとする。

付則

1) この規約は 令和6年4月1日から施行する。

2) 本研究会の本部は、下記住所におく。

光合成ものづくり支援コンソーシアム（一般財団法人総合研究奨励会内）

〒113-8656 東京都文京区弥生2丁目11番16号 東京大学大学院工学系研究科総合研究機構内
また、事務局は以下の住所におく。

〒277-0871 千葉県柏市若柴178-4-4 東京大学柏の葉キャンパス駅前サテライト503